「指定訪問看護及び指定予防訪問看護」

（訪問看護ステーション）

重要事項説明書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

訪問看護ステーション　りぷる

訪問看護ステーションりぷる
「指定訪問看護及び指定予防訪問看護」
重要事項説明書

ご利用者に対するサービス提供にあたり、当事業者がご利用者様に説明すべき事項は次のとおりです。

当事業者はご利用者に対して指定訪問看護及び指定予防訪問看護（以下、訪問看護等、という）サービスを提供いたします。事業者の概要や提供されるサービスの内容等を次の通り説明いたします。

◇◆目次◆◇

１．事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１Ｐ
２．事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２Ｐ
３．職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３Ｐ
４．当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・３～４Ｐ
５．秘密の保持および個人情報の保護・・・・・・・・・・４Ｐ
６．苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・５Ｐ
７．虐待・緊急時・事故対応・・・・・・・・・・・・・・・５Ｐ
８．業務継続・第三者評価・その他・・・・・・・・・・・６Ｐ

１．事業者

法　人　名	株式会社日本看護サービス
法　人　所　在　地	〒525-0035 滋賀県草津市西草津１丁目 7-55
電　話　番　号	077-598-5426
代　表　者　氏　名	代表取締役　　餅田　敬司
設　立　年　月　日	2014 年 6 月 12 日

２．事業所の概要

（１）事業所の種類　指定訪問看護及び指定予防訪問看護事業所
　　滋賀県　2560390227　号指定

（２）事業所の目的
　介護保険法、並びに健康保険法の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにその療養生活を支援し、心身の機能の回復及び生活機能の維持又は向上を目指すことを目的として、利用者に対し、訪問看護等のサービスを提供します。

（３）事業所の名称
　　訪問看護ステーションりぷる

（４）事業所の所在地
　　滋賀県長浜市地福寺町 8-32

（５）電話番号　0749-59-3222
　　ファクス　0749-59-3221

（６）管理者氏名　　福地　章江

（７）通常の事業実施地域　　長浜市・米原市

（８）運営方針
　指定訪問看護（指定予防訪問看護）事業を運営するにあたって、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村･居宅介護支援事業者･地域包括支援センター･保健医療サービス及び福祉サービス等との密接な連携に努め、在宅支援対策の一環として、在宅の療養を希望する要介護（要支援）者及びその家族に対し、サービスの提供を図るものとする。
　また、利用者の心身機能･環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する当効率性･柔軟性を考慮したうえで、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行う事を基本としたサービスの提供に努める。

（９）開設年月日　2021 年 8 月 1 日

（１０）営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（但し、祝日、12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く）
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
サービス提供時間	午前 9 時～午後 5 時まで

※緊急体制として 24 時間、利用者やその家族からの電話連絡を受ける。

３．職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定訪問看護等サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。主な職員の配置状況については指定基準を遵守しています。

職種	員数	指定基準（常勤換算）
管理者	1名	1名
看護師	7名	2.5名以上
理学療法士等	2名	必要数

（2024年6月1日現在）

（主な職種の勤務体制）

職　　種	勤　務　体　制
管　理　者	事業運営管理全般における総括指揮命令にあたります。 勤務時間　8：30～17：30
看護師 理学療法士等	訪問看護計画書および報告書を作成し、訪問看護の提供にあたります。理学療法士等は看護師と共同し、看護師による体調管理のもとにリハビリテーションを行います。 勤務時間　8：30～17：30

※業務等の都合上、変更することがあります。

４．当事業所が提供するサービスと利用料金

（１）サービスの内容

訪問看護は、利用者の居宅において、主治医の指示とケアマネージャーが作成する居宅サービス計画書に基づき、以下の内容を提供します。

・病状、障害の観察
・清拭、洗髪等による清潔の保持
・食事および排泄等日常生活の世話
・床ずれの予防・処置
・リハビリテーション
・ターミナルケア
・認知症患者の看護
・療養生活や介護方法の指導
・カテーテル等の管理
・その他、医師の指示による医療処置

（２）サービスの利用料その他の費用

サービスの利用によりお支払いいただく利用料およびその他の費用については、重要事項説明書別紙をもとに、利用者または、ご家族に対して事前に説明を行い、同意を取らせていただきます。

（３）利用料金のお支払い方法

前項の利用料金は、ご利用者等の金融機関預金口座からの自動引き落としを原則とし、月末締め請求、翌月26日引き落としとさせていただきます。（土日、祝祭日は翌営業日）※初回利用月については自動引き落としの手続きが完了次第2ヶ月分を合わせて引き落とします。

（４）利用の変更・追加・中止

①利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、訪問看護等サービスの利用を変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には必要に応じて主治医、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターと連絡調整を行います。

②サービスの利用を中止する場合には、利用予定日の前日の午後 5 時までに事業所に申し出てください。ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

（５）その他の費用について（税別）

料金については下記の通りです。

キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。	
	前日の午後 5 時までのご連絡	不要
	前日の午後 5 時以降のご連絡	1 提供当り：2,000 円
死後の処置	ご遺体のケア料：10,000 円	

５．秘密の保持および個人情報の保護

（１）秘密保持等

①事業者およびサービス従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約の終了した後も継続します。

②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

③事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

（２）個人情報の保護

事業者は、個人情報の利用に関して重要性を認識し、その適正な保護のため自主的なルールおよび体制を確立し、個人情報保護に関する法令、その他関係法令および厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を行います。

６．苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付

当事業者における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

〇苦情受付窓口

訪問看護ステーションりぷる

滋賀県長浜市地福寺町 8-32

電話　　0749-59-3222

ＦＡＸ　0749-59-3221

受付時間　月曜日～金曜日　8 時 30 分～17 時 30 分

また、ご意見箱を事業所内に設置しています。

（２）行政機関その他苦情受付機関

長浜市役所　高齢福祉介護課	所在地　　〒526-0031 長浜市八幡東町 632 番地 電話　0749-65-7789
米原市役所　高齢福祉課	所在地　　〒521-8501 米原市米原 1016 電話　0749-53-5122
滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険サービス苦情処理委員会	所在地　　〒520-0043 大津市中央 4 丁目 5-9 電話　077-522-2651

７．虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施します。

② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

③ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

８．緊急時の対処方法

看護師等は、サービスの提供中に利用者の状態に急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかにご家族、主治医または救急指定医療機関等に連絡し、必要な処置を講じます。

９．事故発生時の対応および報告

事業者は、ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族等へ連絡を行い必要な措置を講じます。また、必要に応じ、滋賀県等関係機関に

対して事故内容・処置等についての報告をいたします。

１０．業務継続計画の策定
　当事業所は、感染症や非常災害が発生した場合でも、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するために、非常時の体制でも早期の業務再開を図るための計画を策定します。従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施し、必要に応じて業務継続計画を見直しします。

１１．第三者による評価の実施状況
　当事業所は、第三者による評価は受けておりません。ただし、利用者アンケート調査を不定期で実施し、ご利用者またはご家族の意見等を把握するよう取り組みます。

１２．その他
　この重要事項説明書の内容は、関係諸法令の改定および事業所の運営状況により変更することがあります。この場合は、ご利用者またはご家族に連絡します。

年　　月　　日

本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

株式会社日本看護サービス
訪問看護ステーションりぷる

説明者　　氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

ご本人　　住所

氏名

代理人（代筆の場合）
住所

氏名

重要事項説明書別紙

2024年6月1日現在

（１）介護保険利用料・利用者負担額（単位：円）

			利用料金	１割負担	２割負担	３割負担
訪問看護	所要時間20分未満		3,205	321	641	962
	所要時間30分未満		4,808	481	962	1,443
	30分以上1時間未満		8,402	841	1,681	2,521
	1時間以上1時間30分未満		11,516	1,152	2,304	3,455
	理学療法士による訪問の場合（1回につき）		3,001	301	601	901
介護予防訪問看護	所要時間20分未満		3,093	310	619	928
	所要時間30分未満		4,604	461	921	1,382
	30分以上1時間未満		8,106	811	1,622	2,432
	1時間以上1時間30分未満		11,128	1,113	2,226	3,339
	理学療法士による訪問の場合（1回につき）		2,899	290	580	870
加算料金	早朝（6：00～8：00）に行った場合		25%増			
	夜間（18：00～22：00）に行った場合		25%増			
	深夜（22：00～6：00）に行った場合		50%増			
	緊急時訪問看護加算（Ⅰ）(1月につき)		6,126	613	1,226	1,838
	特別管理加算（Ⅰ）		5,105	511	1,021	1,532
	特別管理加算（Ⅱ）		2,552	256	511	766
	複数名訪問看護加算（1人で看護を行う事が困難な場合）	30分未満	2,593	260	519	778
		30分以上	4,104	411	821	1,232
	長時間訪問看護加算 （1時間30分を超えるサービスを実施した場合）		3,063	307	613	919
	初回加算（Ⅰ）※退院時に訪問を行った場合		3,573	358	715	1,072
	初回加算（Ⅱ）		3,063	307	613	919
	退院時共同指導加算 （退院・退所時に看護師が病院・施設の医療従事者と共に、退院後の療養に関して指導を行った場合）		6,126	613	1,226	1,838
	ターミナルケア加算 （利用者・家族の同意のもとに、計画的なターミナルケアを行った場合。死亡月に加算）		25,525	2,553	5,105	7,658

※緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、中山間地域等提供加算は介護サービス支給限度額の枠外になります。

※介護保険給付の限度額を超えるようなサービス提供になる場合は、全額自己負担となります。そのような場合には、担当ケアマネジャーに報告・相談を行い、ケアマネージャーから利用者へ説明を行い、同意を得ることになります。

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に定められた時間によるものです。　※ 緊急時介護予防訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。

※ 緊急時介護予防訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。

※消費税は非課税となります。

※特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです

①在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
②在宅自己腹膜灌かん流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
④真皮を超える褥瘡の状態
⑤点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態

※ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前１４日以内に２日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

イ　多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
ロ　急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

※退院時共同指導加算は入院もしくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士であることを要する)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により１人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

※利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合、上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

（２）その他の料金について（税別）

①キャンセル料：サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。
・前日の午後5時までのご連絡：不要
・前日の午後5時以降のご連絡：1提供あたり2,000円

②死後の処置：ご遺体のケア料：10,000円

（３）ご利用にあたってのお願い

訪問看護サービスご利用の申し込みにあたり、介護保険者証、介護保険負担割合証、健康保険証等を確認させていただきます。また、ご利用中にこれらの保険証の内容に変更が生じた場合は、必ず速やかにお知らせ下さい。

以上